

# 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 重要事項説明書

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第83条、第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人 平成会
主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市蔵満1884番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 藤枝敏雄
設立年月日	平成1年2月1日
電話番号	0968-68-3232
ファクシミリ番号	0968-68-7368
ホームページアドレス	<a href="http://www.heiseikai.jp">http://www.heiseikai.jp</a>

### 2. 事業所の概要

事業所名称	介護老人保健施設 平成ドリーム館
介護保険指定事業所番号	4350480028
事業所の所在地	熊本県荒尾市水野1556番地
電話番号	0968-68-7770
ファクシミリ番号	0968-68-7772
開設年月日	平成10年11月2日
管理者の氏名	作業療法士 西川幸光
サービス提供地域	荒尾市、長洲町、玉名市、大牟田市
実施しているその他の事業	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、居宅介護支援事業所、荒尾市在宅介護支援センター

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	1. 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 2. 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。

### 4. 事業所の職員体制

従業者の職種	区分			職務の内容
	人数（人）	常勤（人）	非常勤（人）	
管理者	1	1		事業所の運営管理
理学療法士				
作業療法士	1	1		リハサービス実施
言語聴覚士				

### 5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日及び12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時～12時30分

### 6. 提供するサービスの内容

#### （1）訪問リハビリテーションの内容

要介護状態又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

## (2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 7. 利用料

### (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割の場合）

#### ① 要介護1～5

種類	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション費 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	3,080 円	308 円	1回当たり
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は要介護認定日から3月以内)	2,000 円	200 円	1日当たり
サービス提供体制強化加算	60 円	6 円	1回当たり
リハビリテーションマネジメント加算	(イ) 1,800 円	(イ) 180 円	1月当たり
	(ロ) 2,130 円	(ロ) 213 円	1月当たり
※2割3割については、負担割合に応じた額になります。			

#### ② 要支援1・2

種類	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	2,980 円	298 円	1回当たり
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は要介護認定日から3月以内)	2,000 円	200 円	1日当たり
サービス提供体制強化加算	60 円	6 円	1回当たり
※2割3割については、負担割合に応じた額になります。			

- ※ 訪問及び介護予防訪問リハビリテーションは、1回（1単位）当たり20分になります。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に集中的（週に2回以上、1日当たり20分以上）に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

（2）介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス  
利用料は利用者の全額自己負担となります。

（3）その他費用（全額自己負担）

- ① 交通費  
事業のサービス提供実施地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域にお住いの方で自動車を使用した場合、1kmにつき10円の交通費の実費が必要となります。
- ② その他  
サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

（4）キャンセル料

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際は、すみやかにご連絡ください。
- ② 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。（但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）
- ③ キャンセル料は、下記のとおりお支払いいただきます。

期間	キャンセル料
利用日の前日まで	無料
利用日の当日	利用料自己負担部分の100%

（5）請求及び支払方法

- ① 請求方法
  - ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
  - イ 上記に係る請求書は、利用明細を記載し利用月の翌月中旬頃までに利用者あてお届けします。
- ② 支払方法
  - ア 事業者指定口座への振り込み（手数料は利用者負担となります）
  - イ 利用者指定口座（ゆうちょ銀行）からの自動振替（毎月20日引き落としになります）

ウ 現金支払い

※ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書を発行しますので、必ず保管されますようお願いします。

8. サービス提供に関する苦情・相談窓口

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 介護老人保健施設 平成ドリーム館 リハビリテーション部	担当者 管理者 西川幸光 電話番号 0968-68-7770 受付時間 9:00~12:30
【市町村（保険者）の窓口】 荒尾市健康生活課介護保険係	所在地 荒尾市宮内出目390 電話番号 0968-68-1418 受付時間 9:00~17:00
【公的機関の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話番号 096-214-1101 受付時間 9:00~17:00

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅支援事業所等への連絡を行い、医師の指示に従います。

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社
- ・保険の内容：介護老人保健施設総合補償制度（賠償事故補償制度）